

第1章 計画の概況

1 計画の見直しにあたって

(1) 計画策定の経緯

- 府中市社会福祉協議会では、平成6年に「地域福祉活動計画～ふれあい府中21プラン～」を策定し、市民参加による福祉のまちづくりの実現にむけて、計画の普及・推進に努めてきました。
- この間、社会福祉法の施行及び介護保険制度の創設（平成12年）、次世代育成支援対策推進法の施行（平成15年）、障害者自立支援法の施行（平成18年）などにより、地域の福祉をめぐる社会情勢は大きく変化してきています。
- 地域においては、少子高齢化や核家族化がすすみ、さらには個々の価値観やライフスタイルが多様化しており、家庭や地域でのささえあい、たすけあいの意識が希薄化しています。そのような状況のなかで、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の見守り、地域の防災や安全に対する不安など、地域の生活課題・福祉課題も多様化・複雑化し、個人や家族だけでは解決することができない、あるいは従来の公的サービスだけでは対応することが難しい課題が多く出てきています。
- 市民の誰もが地域で安心して暮らせるためには、公的サービスに頼るばかりでなく、同じ地域に暮らす人々が互いにささえあい、たすけあうことにより、地域が抱える課題を解決していくことのできる力を醸成していくことが必要とされています。
- 一方、府中市社会福祉協議会においては、社会情勢の変遷に対応し、かつ市民にとってわかりやすく、機能的に事業が展開できるよう、平成18年4月に府中市民福祉公社と統合しました。公社が実施してきた住民参加型の在宅福祉サービス（有償）事業、介護保険事業などの各種サービス事業を継承し、統合のメリットを最大限に活かした事業をすすめているところです。

(2) 計画策定の趣旨

- この計画は、市民が直面しているさまざまな生活課題・福祉課題を解決するために、市民・団体・組織等、民間の立場から地域福祉推進の方向性を明らかにするために策定するものです。
- 前計画がかかげる基本目標を受け継ぎつつも、社会情勢や地域をめぐる状況の変化、府中市社会福祉協議会の体制の変化等を踏まえ、新たな活動計画（どのような活動をどのようにすすめていくか）を、体系的に示していきます。
- 府中市社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として、計画の策定及びその推進において、中核的役割を果たしていきます。

